

## 特許と実用新案登録の違い

**POINT** 特許出願は審査官の実体審査にパスしないと権利取得できない。実用新案登録出願は実体審査なしで権利取得できる。ただし…

ライバル企業の製品カタログを見ていたところ、「特許」と記載されている製品と「実用新案登録」と記載された製品があります。その違いは何ですか？

特許と実用新案登録とは、いずれも技術的アイデアを保護対象とし、特許庁へ出願を行うことで取得する権利ですが、制度の仕組みが種々の点で異なります。

### 技術的アイデアの保護対象

特許は技術的アイデア全般が対象となり、実用新案登録は物品の形状、構造又は組合せに係るものが対象となります。

例えば、特許ではプラスチック製品の射出成形金型、射出成形方法のいずれも保護対象になるのに対し、実用新案登録ではプラスチック製品の射出成形用金型は保護対象になりますが、射出成形方法は保護対象にはなりません。

### 審査

特許出願は審査官の実体審査にパスしないと権利取得できないのに対し、実用新案登録出願は実体審査なしで権利取得ができます。

特許については、出願の全てが審査されるのではなく、出願審査請求が為されたものだけが審査されます。そして、出願対象の発明が新規性を有するか（客観的に新しいかどうか）、進歩性を有するか（その道の通常の専門家（当業者）が、特許出願時の技術水準から容易に考え出すことができない程度のものであるか）等の実体審査が行われて、この実体審査にパスすることを条件に特許が付与されることとなります。

実用新案登録出願については、出願審査請求はなく、簡単に言えば出願書類が形式的に整っていれば、実体審査を行うことなく実用新案権が付与されることとなります。極端なことを言えば、他人が全く同じ内容の実用新案権を取得していても、これとは別に実用新案権が付与されることとなります。すなわち、同じ内容の実用新案権が併存すること

もあり得るということになります。

### 権利行使

特許権は、権利を侵害する者に対して損害賠償請求権、差止請求権等の権利行使をすることができます。

実用新案権は、実用新案技術評価書を提示して警告をしなければ、権利行使をすることができません。実用新案技術評価書とは、特許庁による考案内容に対する評価を示したものであり、実用新案技術評価書には新規性、進歩性等に関する判断結果が記載されています。この判断結果が実用新案権者にとって有利なものであれば、実際には権利行使は難しいこととなります。前述のように実体審査を行うことなく実用新案登録されるため、権利行使に条件を設けたものです。実用新案技術評価書は実用新案権者等により技術評価請求を受けて、審査官が作成します。

### 存続期間

特許権は出願日から20年です。実用新案権は出願日から10年です。いずれの権利も、特許庁に維持料を納付しないと、途中で消滅することになります。

### 注意点等

ライバル企業のカタログに「特許」、「実用新案登録」と記載されていても、それを鵜呑みにせず権利が本当に存在しているかを確認するべきです。

特に、実用新案権については前述のように実用新案技術評価書の提示が無ければ権利行使が認められないので、技術評価請求が為されて技術評価書が存在するか、存在している場合にはその内容はどのようなかを確認する必要があります。技術評価請求は実用新案権者以外の第三者にも認められているので、自社にとって邪魔な実用新案権の有効性を問い、白黒はっきりさせるために、ライバル企業の実用新案登録に対し技術評価請求を行うこともあり得るのです。

### 回答



吉川国際特許商標事務所  
弁理士  
静岡商工会議所 専門相談員  
吉川晃司 さん